

1. 化学物質等及び会社情報

製品名: コスモ プライマーマイルド(クリヤー) 主剤

会社名: 株式会社グローケミカル

福井県鯖江市下野田町28-4

電話番号: 0778-62-3158 FAX 番号: 0778-62-3160

2. 危険有害性の要約

GHS 分類:

引火性液体 :	区分3
急性毒性	
経口 :	区分に該当しない
経皮 :	分類できない
吸入(気体) :	区分に該当しない
吸入(蒸気) :	区分4
吸入(粉じん、ミスト) :	区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性 :	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 :	区分2
感作性	
呼吸器 :	分類できない
皮膚 :	区分1
生殖細胞変異原性 :	区分に該当しない
発がん性 :	区分1
生殖毒性 :	区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) :	区分外
特定標的臓器毒性(反復ばく露) :	区分2(中枢神経系、神経系、肺)
誤えん有害性:	区分に該当しない
水生環境有害性	
短期(急性):	区分2
長期(慢性):	区分2
オゾン層への有害性:	分類できない

GHS ラベル要素:

絵表示:



注意喚起語:	危険
危険有害性情報:	H226 引火性の液体および蒸気 H315 皮膚刺激 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H332 吸引すると有害 H350 発がんのおそれの疑い H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ H401 水生生物に毒性 H411 長期的影響により水生生物に毒性 長期または反復ばく露による臓器(呼吸器、中枢神経系)の障害
安全対策:	P201 使用前に取扱説明書を入手すること。 P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。 P233 容器を密閉しておくこと。 P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用すること。 P242 火花を発生させない工具を使用すること。 P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 P264 取扱後はよく手を洗うこと。 P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 P273 環境への放出を避けること。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
応急措置:	P302+P352 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。 P303+P361+P353 皮膚(または髪)に付着した場合:汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 P304+P340+P312 吸引した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。 P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P308+P313 暴露または暴露の懸念がある場合:医師の診断/手当を受けること。 P314 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。 P333+P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断/手当を受けること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当を受けること。

	P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
	P391 漏出物を回収すること。
	P370+P378 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、又は二酸化炭素、防災砂を用いて消火すること。
保管:	P235 涼しいところに置くこと。
	P403 換気の良い場所で保管すること。
	P405 施錠して保管すること。
廃棄:	P501 内容物/容器を、国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

GHS分類に該当しない他の危険有害性

有害性:	知見なし
環境影響:	知見なし
物理的及び科学的危険性:	可燃性がある。 熱、火花及び火炎で着火することがある。
重要な徴候:	特になし
想定される非常事態の概要:	特になし
国/地域情報:	引火性液体

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分:	混合物
化学名又は一般名:	アクリルポリオール樹脂塗料
化学式:	n-デカン (C10H22) 1, 2, 4-トリメチルベンゼン (C9H12) n-ノナン (C9H20) n-ウンデカン (C11H24) プロピルベンゼン (C9H12) 1, 4-ジエチルベンゼン (C10H14) 1, 3, 5-トリメチルベンゼン (C9H12) 1, 2, 3-トリメチルベンゼン (C9H12) ビス-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジル)セバケート (C30H56N2O4) キシレン (C8H10) エチルベンゼン (C8H10) クメン (C9H10) メチル-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリジル)セバケート (C21H39NO4)

濃度又は濃度範囲:

化学名又は 一般名	略号	濃度又は 濃度範囲	官報公示整理番号		CAS RN(R)
			化審法	安衛法	
高沸点水素化脱硫ナフサ	—	37.2%	9-1702	9-1702	64742-81-0
n-デカン	—	5 - 15%	2-10	2-10	124-18-5
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	—	7.8%	3-7	3-7	95-63-6
n-ノナン	—	3.3%	2-9	2-9	111-84-2
n-ウンデカン	—	1 - 5%	2-10	2-10	1120-21-4
プロピルベンゼン	—	1 - 3%	3-21	3-21	103-65-1
1, 4-ジエチルベンゼン	—	1 - 3%	3-13	3-13	105-05-5
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	—	1.3%	3-7	3-7	108-67-8
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	—	1.3%	3-7	3-7	526-73-8
ビス-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペ リジル)セバケート	—	1%未満	5-5501	8-1-1709	41556-26-7
キシレン	—	0.7%	3-3	3-3	1330-20-7
エチルベンゼン	—	0.4%	3-28	3-28	100-41-4
クメン	—	1%未満	3-22	3-22	98-82-8
メチル-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピ ペリジル)セバケート	—	1%未満	5-5593	8-1-1721	82919-37-7

法規制対象成分:

成分	案製法	PRTR 法
高沸点水素化脱硫ナフサ	表示対象物/通知対象物 第 1972 号	指定化学物質に該当しない
n-デカン	表示対象物/通知対象物 第 1240 号	指定化学物質に該当しない
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 1426 号	第一種指定化学物質 第 691 号
n-ノナン	表示対象物/通知対象物 第 1515 号	第一種指定化学物質 第 791 号
n-ウンデカン	表示対象物/通知対象物 第 202 号	指定化学物質に該当しない
プロピルベンゼン	表示・通知対象物に該当しない	指定化学物質に該当しない
1, 4-ジエチルベンゼン	表示・通知対象物に該当しない	指定化学物質に該当しない
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 1426 号	第一種指定化学物質 第 691 号
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 1426 号	第一種指定化学物質 第 691 号
ビス-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペリ ル)セバケート	表示・通知対象物に該当しない	指定化学物質に該当しない
キシレン	表示対象物/通知対象物 第 426 号	指定化学物質に該当しない
エチルベンゼン	表示対象物/通知対象物 第 247 号	指定化学物質に該当しない
クメン	通知対象物 第 437 号	指定化学物質に該当しない
メチル-(1, 2, 2, 6, 6-ペンタメチル-4-ピペ リ)	表示・通知対象物に該当しない	指定化学物質に該当しない

ジル)セバケート		
----------	--	--

GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 特になし

4. 応急措置

- 吸入した場合:** 呼吸が止まっている場合は、衣類をゆるめ呼吸気道を確保したうえで人工呼吸を行う。
蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
体を毛布等でおおい、保温して安静を保つ。
直ちに医師の手当を受ける。
被害者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動させる。
- 皮膚に付着した場合:** 汚染された衣類、靴など速やかに脱ぎ捨てる。
汚染された衣類を取り除くこと。
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当を受ける。
製品に触れた部分を直ちに水または微温湯を流しながら洗浄する。
石鹼を使ってよく落とす。
大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
溶剤、シンナーは使用しないこと。
必要であれば衣類、靴などを切断する。
付着物を布にて素早く拭き取る。
- 眼に入った場合:** 出来るだけ速く医師の診断を受け取ること。
清浄な水で最低 15 分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当を受ける。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
直ちに、医師に連絡すること。
直ちに大量の清浄な流水で 15 分以上洗う。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- 飲み込んだ場合:** 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
直ちに医師の処置を受ける。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。

無理に吐かせてはならない。
嘔吐物は飲み込ませないこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候及び症状:

特になし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項:

汚染された衣類や保護具を取り除く。
救助者が有害物質に触れたり、吸入したりしないよう適切な保護具を使用するなど注意する。
適切な保護具(保護マスク、防塵マスク、手袋等)を着用する。換気を行う。

医師に対する特別な注意事項:

特になし

5. 火災時の措置

適切な消火剤:	炭酸ガス、泡、粉末 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤:	水(棒状水、高圧水) 冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
火災時の特有の危険有害性:	特になし
特有の消火方法:	移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。 指定の消火剤を使用すること。 周囲の設備等に散水して冷却する。 消火のための放水等により、環境に製品が流出しないよう適切な措置を行う。 消火作業は可能な限り風上から行う。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置:	消火活動は風上より行う。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク、給気式呼吸用保護具)を着用すること。 適切な保護具(耐熱性着衣など)を使用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣、ろ過式呼吸用保護具、給気式呼吸用保護具等を着用する。

環境に対する注意事項:

河川への排出により、環境への影響を起こさないよう注意する。
流出した製品が河川や下水等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
衝撃、静電気にて火災が発生しないような材質を用いて回収する。
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処理すること。
漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

二次災害の防止策:

火花を発生しない安全な用具を使用する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い**技術的対策:**

過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。
換気のよい場所で取り扱う。
取扱いは、換気のよい場所で行う。
取扱後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を落ち込まない。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
皮膚、粘膜または着衣に触れたり、目に入らないよう保護具を着用する。
皮膚、粘膜または着衣に触れたり、目に入らないようにする。
保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。
容器はその都度密栓する。
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

局所排気・全体換気: 特になし**安全取扱注意事項:**

炎、火花、高温体との接触を避ける。
機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

取扱う場合は、局所排気内で取扱う。

衛生対策: 作業後、手をよく洗い、うがいをしてから喫煙、飲食等をする。

保管:

技術的対策: 通風のよいところに保管する。

日光の直射を避ける。

安全な保管条件: 火気、熱源から遠ざけて保管する。

火気厳禁。

直射日光を避け、換気のよい場所で、容器を密封し保管する。

保証期限を過ぎた製品は速やかに廃棄する。

安全な容器包装材料: 適切な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策: 装置は耐腐食性のある材質を用いて作ること。

腐食性物質に、作業者が直接触れたり、曝露しないような配慮をすること。

密閉された装置、機器または局所排気装置を使用する。

許容濃度:

1, 2, 4-トリメチルベンゼン	10ppm	TWA	ACGIH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	日本産業衛生学会
n-ノナン	200ppm	TWA	日本産業衛生学会
n-ノナン	200ppm	TWA	ACGIH
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	10ppm	TWA	ACGIH
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	日本産業衛生学会
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	10ppm	TWA	ACGIH
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	25ppm	TWA	日本産業衛生学会
キシレン	20ppm	TWA	ACGIH
キシレン	50ppm	TWA	日本産業衛生学会
エチルベンゼン	20ppm	TWA	ACGIH
エチルベンゼン	20ppm	TWA	日本産業衛生学会
クメン	5ppm	TWA	ACGIH
クメン	10ppm	TWA	日本産業衛生学会

保護具:

呼吸用保護具: その有害物質に対して適切な保護のできる防毒マスクを着用する。

必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、送気マスク等を使用する。

手の保護具: 保護手袋を着用する。

有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

- 眼/顔面の保護具: 取扱いには保護メガネを着用すること。
保護眼鏡または防災面を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具: 取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を着けること。
化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
保護衣および必要に応じて保護長靴、保護前掛けを着用する。

9. 物理的及び科学的性質

物理的状态:	液体
色:	淡黄色透明
臭い:	灯油臭
融点:	データなし
沸点:	150 °C
初留点:	データなし
沸騰範囲:	データなし
可燃性:	該当しない
爆発範囲(下限):	0.5Vol%
爆発範囲(上限):	7Vol%
引火点:	38.5°C
自然発火点:	240°C
分解温度:	データなし
pH:	該当しない
動粘性率:	データなし
溶解度:	データなし
n-オクタノール/水分配係数:	データなし
蒸気圧:	データなし
比重:	0.86 g/cm ³
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	該当しない
その他のデータ:	特になし

10. 安定性及び反応性

- 安定性: 特になし
- 反応性: 特になし
- 化学的安定性: 保管の項目記載の保管条件で安定
- 危険有害反応可能性: 強酸、強アルカリと反応する恐れがある。
有機物であるため、酸化性物質と接触すると、発火、爆発の危険性がある。
- 避けるべき条件: 直射日光、炎、火花、高温体との接触を避ける。

混触危険物質: 特になし

危険有害な分解生成物: 特になし

11. 有害性情報

急性毒性:

n-デカン	36.2mg/1-4hr	吸引マウス(LC50)	PATY
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6, 000mg/kg	経口-雄ラット(LD50)	REACH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3, 550mg/kg	経口-雄ラット(LD50)	REACH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	3, 2800mg/kg	経口-雄ラット(LD50)	REACH
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	18mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	REACH
n-ノナン	3,200ppm/4H	吸入ラット(LC50)	SIDS
n-ノナン	46.8mg/1-4kr	吸入ラット(LC50)	SIDS
n-ウデカン	>2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	厚生労働省
プロピルベンゼン	6, 040mg/kg	経口ラット(LD50)	PATY
プロピルベンゼン	157mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	PATY
1, 4-ジエチルベンゼン	>2,000mg/kg	経口ラット(LD50)	厚生労働省
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	4,300-8,642mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	5,000mg/kg	経口ラット(LD50)	環境省リスク評価
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	24mg/1-4hr	吸入ラット(LC50)	環境省リスク評価
キシレン	3,500-8,000mg/kg	経口ラット(LD50)	NITE 初期リスク評価書
キシレン	1,700mg/kg	経皮ラビット(LD50)	ACGIH
キシレン	4,300mg/kg	経皮ラビット(LD50)	ACGIH
キシレン	6,350-6,700ppm/4H	吸入ラット(LC50)	NITE 初期リスク評価書
エチルベンゼン	3.500-4, 700mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
エチルベンゼン	15,400mg/kg	経皮ラビット(LD50)	ACGIH
エチルベンゼン	17, 800mg/kg	経皮ラビット(LD50)	AICIS
エチルベンゼン	77,400mg/kg	経皮ラビット(LD50)	EHC
エチルベンゼン	4,000ppm/4H	吸入ラット(LC50)	PATY
エチルベンゼン	9, 452ppm/4H	吸入ラット(LC50)	AICIS
クメン	2,700mg/kg	経口ラット(LD50)	ACGIH
クメン	2,900mg/kg	経口ラット(LD50)	DFGMAK
クメン	2,910mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	3,980mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	4,000mg/kg	経口ラット(LD50)	EU-RAR
クメン	>3,160mg/kg	経皮ラビット(LD50)	DFGMAK

クメン	10,600mg/kg	経皮ラビット(LD50)	DFGMAK
クメン	2,645ppm/4H	吸入ラット(LC50)	DFGMAK
クメン	3, 535ppm/4H	吸入ラット(LC50)	産衛学会勧告
クメン	39.3mg/1-4hr	吸入ラット(LD50)	DFGMAK

皮膚腐食性/刺激性: データなし
 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: データなし
 呼吸器又は皮膚感作性: データなし
 生殖細胞変異原性: データなし
 発がん性: データなし
 生殖毒性: データなし
 特定標的臓器毒性(単回ばく露): データなし
 特定標的臓器毒性(反復ばく露): データなし
 誤えん有害性: データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

魚類:

1, 2, 4-トリメチルベンゼン	7.72mg/1-96hr	ファットヘッドミノー	REACH
プロピルベンゼン	1.550mg/1-96hr	ニジマス	AQUIRE
1, 4-ジエチルベンゼン	1.8mg/1-96hr	ヒメダカ	SIDS
キシレン	3.3mg/1-96hr	ニジマス	NITE 初期リスク評価書

甲殻類:

n-ノナン	0.2mg/1-48hr	オオミジンコ	SIDS
n-ウンデカン	0.011mg/1-48hr	オオミジンコ	環境省生態影響試験
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	6,000 µg/L(48H)	オオミジンコ	環境省リスク評価
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	2.7mg/1-48hr	オオミジンコ	環境省リスク評価
エチルベンゼン	0.42mg/1-96hr	ブラウンシュリンプ	NITE 初期リスク評価書
クメン	1.2mg/1-96hr	ミシュドシュリンプ	CICAD

藻類: データなし

残留性と分解性: データなし
 生態蓄積性: データなし
 土壌中の移動性: データなし
 オゾン層への有害性: データなし

他の有害影響: 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意すること。
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

少量廃棄の場合、焼却炉を用いて焼却する。

大量廃棄の場合、産業廃棄物処理業者に引取りを依頼する。

特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。

廃塗料などを焼却する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

国際輸送規制

国連分類: 3:引火性液体

国連番号: 1263

品名(国連輸送品名): PAINT or PAINT RELATED MATERIAL

容器等級: III

海洋汚染物質:

国内輸送規制

海上輸送: 船舶安全法の定めるところに従うこと。

空輸輸送: 航空法の定めるところに従うこと。

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法、毒物劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

適用法令を参照。

容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

特別の安全対策: 特になし

輸送の特定の安全対策及び条件: 火気厳禁。

該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。

転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。

輸送前に容器の破損、腐食漏れ等がないことを確認する。

応急措置指針番号: 128:塗料(引火性)

15. 適用法令

製品

有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤
労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物
消防法第2条危険物 別表第4類 引火性液体(第2石油類・非水溶性液体)

高沸点水素化脱硫ナフサ

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物
労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号 第3種有機溶剤

n-デカン

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物 (2025年4月1日から)
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物 (2025年4月1日から)
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物 (2025年4月1日から)

1, 2, 4-トリメチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質
PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物
海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)
労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定される濃度基準値設定物質 (2025年10月1日から)

n-ノナン

PRTR法施行令第2条別表第2 第2種指定化学物質
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物
海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)
海洋汚染防止法 海洋汚染物質(P)
労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定される濃度基準値設定物質 (2025年10月1日から)

n-ウンデカン

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物 (2025年4月1日から)
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物 (2025年4月1日から)

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物 (2025年4月1日から)
プロピルベンゼン

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物 (2025年4月1日から)

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物 (2025年4月1日から)

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物 (2025年4月1日から)

1, 4-ジエチルベンゼン

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物 (2025年4月1日から)

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物 (2025年4月1日から)

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物 (2025年4月1日から)

1, 3, 5-トリメチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定される濃度基準値設定物質 (2025年10月1日から)

1, 2, 3-トリメチルベンゼン

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(X類)

労働安全衛生規則第577条の2第2項に規定される濃度基準値設定物質 (2025年10月1日から)

キシレン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質

PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質

労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物

労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物

労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物

労働安全衛生法施行令別表6の2 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号 第2種有機溶剤

労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物

毒物法指定令第2条 劇物

海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)

海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物

大気汚染防止法 有害大気汚染物質

水質汚濁防止法施行令第3条の3 指定物質
悪臭防止施行令第1条 特定悪臭物質
労働安全衛生規則第 594 条の2に規定される皮膚等障害化学物質

エチルベンゼン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質
PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物
労働安全衛生法第28条第3項 健康障害防止指針公表化学物質
特定化学物質障害予防規則 第2類物質
労働安全衛生法施行令別表1-4 引火性の物
海洋汚染防止法施行令別表第1 有害液体物質(Y類)
海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物
大気汚染防止法 有害大気汚染物質

クメン

化審法第2条第5項 優先評価化学物質
PRTR法施行令第1条別表第1 第1種指定化学物質
労働安全衛生法第57条に規定される表示対象物
労働安全衛生法第57条の2に規定される通知対象物
労働安全衛生法第57条の3に規定される調査対象物
海洋汚染防止法施行令別表第1の4 危険物
労働安全衛生規則第 577 条の2第2項に規定される濃度基準値設定物質
労働安全衛生規則第 577 条の2第3項に規定されるがん原生物質 (2027年4月1日から)

16. その他の情報

引用文献 原材料SDS 他

注意: この安全性データシートは日本工業規格(JIS: Z 7253)に基づいて作成しており、日本の法律にのみ則った情報を提供しております。他の管轄地域又は国の実 体法または輸出法に関しては、いかなる種類の表明又は保証も行いません。ここに提供している情報が他の管轄地域の実質的な輸出又はその他の法令に準拠していることを輸出前に確認して下さい。ご不明な点がございましたら当社にお問い合わせ下さい。